

奥州市監査委員告示第10号

令和5年奥州市監査委員告示第7号により公表した定期監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により奥州市長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月27日

奥州市監査委員 千 田 永

奥州市監査委員 佐 藤 健 司

奥州市監査委員 小野寺 重

1 監査実施日

予備監査 令和5年1月19日、1月20日及び1月23日

本監査 令和5年1月24日

2 留意改善を要する事項及び措置内容

部課等名	留意改善を要する事項	措置内容
都市整備部 維持管理課	収入事務において、歳入科目を誤って調定しているものが2件、196,917円あったので、関係例規を遵守のうえ、改善されたい。	歳入科目を誤って調定していたものについて、正しい歳入科目へ入金更正致しました。今後は関係例規を遵守し、適正に事務処理を行います。